

平成27年第1回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成27年 3月 3日  
 本日の会議 平成27年 3月 9日  
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君  
 係 長 木須 美樹 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君	建 設 部 長 森 浩平 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 和泉 嘉彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
総 務 部 理 事 宮崎 望 君	企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君
生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君	教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君
政 策 推 進 課 長 荒木 重臣 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
管 財 課 長 迎 英樹 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君	企 画 課 長 久保平敏弘 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	情 報 管 理 課 長 谷本 清 君
都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君	農 林 水 産 課 長 濱 伸二 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長 松浦 篤美 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 谷本 圭介 君	生 涯 学 習 課 長 帯田 由寿 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 道端 和彦 君	会 計 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 森 省二 君

会議録署名議員

10番 西岡 克之 議員

11番 岩永 政則 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時36分

平成27年第1回長与町議会定例会

議事日程（第5号）

平成27年 3月 9日（月）

午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	1	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	—
2	2	長与・時津環境施設組合理約の変更について	—
3	3	長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例	※建産
4	4	長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例	※文厚
5	5	長与町立保育所条例の一部を改正する条例	※文厚
6	6	長与町保育の実施に関する条例を廃止する条例	※文厚
7	7	長与町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例	※文厚
8	8	長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	※文厚
9	9	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	※文厚
10	10	長与町部設置条例の一部を改正する条例	—
11	11	長与町行政手続条例の一部を改正する条例	※総務
12	12	長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
13	13	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
14	14	町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総務
15	15	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総務
16	16	長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	※文厚

17	17	長与町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例	※文厚
18	18	都市計画道路西高田線橋梁下部工工事請負契約の変更について	—
19	19	平成26年度長与町一般会計補正予算（第5号）	※総務
20	20	平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※文厚
21	21	平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※建産
22	22	平成26年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）	※建産
23	23	平成26年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	※建産
24	24	平成27年度長与町一般会計予算	※総務
25	25	平成27年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総務
26	26	平成27年度長与町国民健康保険特別会計予算	※文厚
27	27	平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※文厚
28	28	平成27年度長与町介護保険特別会計予算	※文厚
29	29	平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※建産
30	30	平成27年度長与町水道事業会計予算	※建産
31	31	平成27年度長与町下水道事業会計予算	※建産
32	32	長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について	—
33	33	人権擁護委員の推薦について	—
34	34	長与町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	※総務
35	35	平成26年度長与町一般会計補正予算（第6号）	※総務

※付託予定の委員会

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第1号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第1号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、長与・時津環境施設組合格約の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第2号、長与・時津環境施設組合規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

18番。今回、新たに町民の皆さんが有効に使える施設ができるということで、条例を見てみますと、ほかの条例も同じような形ではあるんですが、少し気になったので、1点だけお伺いしたいというふうに思います。

この使用時間の関係ですが、ここは別に夜間ナイター施設があるわけではないようなので、この時間で1日借りれることが可能だというふうになっております。しかし、この1日という単位がどれぐらいの時間単位を示すのか、例えば借りたい人たちが自分たちで照明器具を持ってきて、夜間も利用が可能になるものなのか、そういう1日の単位の時間を少し教えていただきたいと思います。

議 長

(山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備

(松邨清茂君)

課 長

1日っていうのは、開始できるのが大体9時から夕方であれば、普通の日であれば8時、日がある時間帯でいけば19時とかそういったところを予定はしておりますけれども、自分たちで照明器具を持ち込んでの夜間っていうのは、想定はしてございません。日がある時間っていう形で使用は可能ではないかなというところを考えております。したがって、1日というのは始めてみてどういった状況で借用が入ってくるのかとか、そういうのを勘案しながら随時このところは1日という時間設定を、午前中とか昼からとかそういったところの単位に絞っていくことも今後、可能ではないかなと思います。以上です。

議 長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

すると、夜間照明を持ち込んでの利用は許可しないというふうな形で、ただそういう部分が条例にないと、借りた側は1日の単位がよくわからなくて、夜、24時まで夜間照明を持ってきて使える可能性が出てくるわけです。特に多目的広場なんで、利用がいろんな意味では広がるんじゃないかなというふうな、例えば音楽のコンサートをやったりだとか、そういうのは夜間照明があれば利用可能になりますし、その辺は条例の中であるものなのか、規則か何かであるものなのか、一定そういうめどをつけとったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、そのお考えはありませんかね。

議長

(山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備  
課長

(松邨清茂君)

議員さん言われるとおり、当然1日間朝の6時とかそういったところまでやられれば非常に困るわけでごさいます、この条例の中にはそれをしていいよとかそういう形になって、当然先ほども言いましたとおり使い方があると思うんですよ。今までもフットサルとか、そういった夜間も使えるような感じではつくっていませんで、例に挙げればテニスコートが時間を決めてしているわけでごさいます。そういったところも今後詰めて、どんだけ使用の申請がフットサルに関してはあるのかがまだはっきりわかってない状態でごさいます。その中で、1年とかそういった形で使用の申請が上がるにつれて条例のほうも、または規則の中で時間帯を絞っていくというのも可能ではないかなというのを考えております。とりあえず町が考えてるのは、日がある時間帯っていうのを考えております。

議長

(山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第3号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第4、議案第4号、長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第4号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第5、議案第5号、長与町立保育所条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第6号、長与町保育施設に関する条例を廃止する条例の質疑を行います。

まず、議案第5号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号、議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第5号、議案第6号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号、議案第6号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第7、議案第7号、長与町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例、日程第8、議案第8号、長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の質疑を行います。

まず、議案第7号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 8 号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 7 号、議案第 8 号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第 7 号、議案第 8 号は、会議規則第 4 6 条第 1 項の規定によって、3 月 1 9 日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号、議案第 8 号は、3 月 1 9 日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第 9、議案第 9 号、長与町介護保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 9 号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第 9 号は、会議規則第 4 6 条第 1 項の規定によって、3 月 1 9 日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は、3 月 1 9 日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第 1 0、議案第 1 0 号、長与町部設置条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 1 0 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
(山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第10号は、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから議案第10号の討論を行います。  
まず、反対討論はありませんか。  
次に、賛成討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第10、議案第10号、長与町部設置条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
日程第11、議案第11号、長与町行政手続条例の一部を改正する条例の質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第11号は、総務常任委員会に付託します。  
お諮りします。  
ただいま総務常任委員会に付託しました議案第11号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第11号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。  
日程第12、議案第12号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
18番、河野龍二議員。  
18番 (河野龍二議員)  
18番。少し質疑をさせていただきます。  
今回の費用弁償の条例の改正は、ここ提案理由にありますように、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行によりというふうに

なっております。そういう意味では、今回の改正内容は、全国一律の改正内容なのでしょうか。また、今回これにかかわることにより、どのような効果が出てくるのか、その辺があればお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

総務課長。 総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

まず1点目の全国一律かどうかというお尋ねですけど、まず消防団員の処遇に関しては報酬と手当と2種類ございます。いずれも普通交付税の基準財政需要額の中、言えば国が定めた単位費用を計算する上での単価というのがございます。ただ、それを強制的に適用するようなものではございません。ちなみに報酬年額幾らという部分は長与町の場合、交付税の措置額と同額以上を支給させていただいています。今回お願いした手当につきましては、さまざまな実態がございまして、例えば長崎県内においても火災等の発生の際の出動手当が、長与町よりも高い自治体もあればゼロ円という自治体もあります。ですから、それぞれの自治体で判断されて手当を支給されてるということでございます。

議長 (山口経正議員)

課長、もう一つ答弁漏れがあります。

総務課長 (古賀 洋君)

失礼しました。改正による効果というのは、まず1点目の改正の内容が、1時間未満の支給区分を廃止した。これは現実的に、例えば火災発生の際の連絡があつて、現場のほうに出向いたらばやで既に消えていたみたいなパターンが1時間未満に当たると思うんですが、実際問題として団員の皆さんは、家庭から、または職場から、やっている仕事を放棄して詰所にいって現場に行くと、その前後を考えると1時間未満という区分が果たして適切かどうか。我々はそういうことで、1時間未満の区分を廃止させていただきたいと考えました。

あと、4時間未満と4時間以上につきましては、長崎県の自治体が大体そういうふうなくくりで支給してる場合が多いということで、そうですね、平均幾らというのはなかなか難しいところがあるんですけど、どういうことかといいますと長与町の場合は火災でも訓練でも全てのケースの出動手当を一律差上げてます。よその自治体では、火災の場合のみとかですね、訓練のときは半額程度の手当を支給するとかさまざまですので、その辺については従前までの考え方を踏襲して、かつ比較的、他の自治体に遜色がないような形で支給をレベルアップさせていただきたいと、それが効果になってくるものと思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託しま

す。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第12号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第13、議案第13号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第14、議案第14号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

まず、議案第13号について、質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

18番。提案理由の説明では、近隣と同じ基準に引き上げるということでありました。それでお伺いしたいのは、なぜ今の時期なのかというところを1点と、長与町の町財政も厳しい状況は皆さん方も十分御承知だと思うんですが、その引き上げをできる町財政の何と申しますか、好条件と申しますかね、そういうものがあつたものなのか。ですねともう1点は、議員の中では、会議の中ではそうないですけども、私的には議員の報酬もどうだろうか、なかなかそれぞれ報酬が全県下的に見てもそう高くないのではないかなというふうなまあ私的な話はあるのは聞きますが、会議の中で特別、議員のほうからこうした報酬等の引き上げを要求した部分はなかったのではないかなと思うんですけども、今回この議会議員の報酬に倣う関連する一時金、手当の引き上げをやろうと考えられたのはなぜなのか。その3点についてお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

この時期にまずなぜ上げたかということですけども、以前、職員の分が減額になったとき、そのときの条例が職員の例によるということで、一緒に期末手当の支給割合も減額をされた。条例が、この手当の分が条例で別個に規定をした時期にその後、職員の分が上がったんですけども、条例が別であつたために、そのときに特別職の方々の分も上げたんですけども、そのときはちょっと否決をされたんじゃないかなつたかというふうに思っております。そういうことで現在、よそと比べるとはあれですけども、隣と比べても0.4カ月分ですかね、が低いという状況でございます。長崎市あたりではもっと差が広がってるんですけども、そういうことで、県下の支給状況を見てみ

ますと、長与町が一番低い割合になってるということで、今回この条例を上げたわけでございます。これが及ぼす財政的な状況につきましては、施政方針の中でも財政厳しい厳しいということで申し上げておりますけれども、議員さんの定数も減らされたことでもあります。そういうことで、その分については26年度までの予算、それから比べれば、その範囲内には完全におさまってしまうんじゃないかということで思っております。

この条例を上げましたのは、そういった状況で議員さんのほうから別にあったわけでもないですし、私どもが近隣の状況を踏まえて、やはり近隣よりも下がってるのはちょっとおかしいんじゃないかということで、今回上げさせていただいております。

議 長

(山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第14号について、質疑はありますか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

先ほどの議会議員とも関連するところですが、議会議員のところでは定数が一定、来年度から4議席減るという部分の中で、議会費に係る費用の中から対応できるのではないかと、今の財政的な新たな負担というのがないのではないかというところが、説明がありましたが、町長、副町長の部分では、これは別に定数の関係なしにそういう負担増になるというところで、財政的な好条件は特に先ほどの説明からするとないように思われるんですけども、ここの引き上げについては近隣の状況だというふうな話をありましたけども、あえて提案する必要性があったのかなと、何かこう近隣と足並みをそろえるというのが果たして必要なのかなと、町独自の判断で財政、厳しい状況の中では一定こうした状況で我慢するといいますかね、頑張るというふうな姿勢があってもよかったのではないかなというふうに思うんですけども、どのような検討をされて、こうした期末手当の引き上げを行おうと考えられたのか、その考えの一端を教えてくださいたいと思います。

議 長

(山口経正議員)

総務部長。

総務部長

(中山祐一君)

町長、副町長の部分ですかね、ですけども、これもこれまで議員さんの期末手当の支給割合とずっと同じ歩調を合わせてきておりましたので、そういった意味で町の三役の分もお願いをいたしております。

議 長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

先ほど我々、私的には先ほど言いましたようにいろんな声があるのは事実ですが、特に歳費が少ないぞというふうに町側に要求をした会議の中で、そういうのではないように思われます。議員の歳費を定数が減るから上げてやる

うと、あわせてそれに足並みをそろえようというんじゃないかと、僕は、じゃあ、議員の歳費はいいですよというふうに議会側が拒否、拒否するかそういう事前の説明があってもよかったんじゃないかなと思うんですよね。先ほどから言いますように、財政の好条件は特に生まれていないという中で、後から出てきますけども、町の職員の給料の引き下げが提案されようとしておりますし、そういう意味では今の時期が適当なのかなというふうに思うんですけども、その辺について検討をされたのか、再度お伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

先ほども申しあげましたように、やはり余りにもっていったらあれですが、うちが2.6月分ですかね、隣が三月という形で、かなりそこんところで差が開いてきているという状況がありまして、本来なら、もっと早い時期にお願いをしておくべきだったんじゃないかとは思いますが、そういうことでいろいろ考えまして今回、提案をさせていただいたところでございます。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

町長に伺いたいと思います。総務部長がずっとお答えしてはくれますけども、総務部の中でそうしようというふうに特になつたわけじゃないと多分そういう、そうなつたにしても町長の最後は判断だというふうに思いますので、町長のお考えを、今までのやりとりを聞いててどのようにお考えがあるのか、再度、町長のほうから御答弁がいただければと思います。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

今、総務部長が言ったとおりでございます。議員さん、一般職の方々の手当とともに実施しておったんですけども、職員の手当は上がりましたけども、議員、特別職につきましては、そのとき、以前ですね、議会の中で否決されております。そういうことで、今回は議員、特別職並びにこういったちょうど4月ということもございまして、こういった時期にきちっとした形でもとに戻したほうがいいんじゃないかなと、そういう判断でございます。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号、議案第14号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第13号、議案第14号は、

会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号、議案第14号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第15、議案第15号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第15号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第16、議案第16号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第16号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限を

つけることに決定しました。

日程第17、議案第17号、長与町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第17号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第18、議案第18号、都市計画道路西高田線橋梁下部工工事請負契約の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番、西田 敏議員。マイクをどうぞ。

17番 (西田 敏議員)

その件についてですが、これは変更工事になつとりますけれども、こないだの説明では何か多自然型のものをつくるということですが、この話をこの計画はいつの時点で出てきたのか、その辺をちょっとお聞きしたいです。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)

お答えいたします。

この工事については、もう以前から県の河川課のほうとは、ずっと発注する前から協議をしておりました。当然、設計の時点では対面の護岸がコンクリートでしたので、設計もそれに合わせたところのコンクリート張りという形で協議をさせていただいて、発注に至ったわけでございます。その後、県のほうから申し出がありまして、環境配慮型、要は透水的なところのブロックを使用してもらえへんやろかという形で話をお伺いしておりますので、その後、うちのほうも検討した結果、現在、環境配慮型のコンクリート、ポラスコンクリートっていうそうなんです、そういったところで、透水的なやつでその河川の環境を維持するという形のブロック造にかえたのでございます。その協議の時期でございますけれども、順次10月、11月、そういったところで、ある程度もう向こうの護岸が打つところまでの間の協議で

議 長 ございますので、その時期で協議はずっと重ねてきておりました。以上です。  
 (山口経正議員)  
 ほかに質疑ありませんか。  
 18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)  
 少し関連して伺いますが、その環境配慮型の護岸を設置するというこ  
 すけども、いわば今回の工事はここの区間だけですよね、それが必要なのか。  
 その長与川の総護岸にそういう工事をするなら、一定何か効果的な部分があ  
 るかもしれませんけども、ここだけにそうした護岸工事がなぜ必要なのか、  
 その辺をお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
 都市整備課長。  
 都市整備 (松邨清茂君)  
 課 長 なぜ必要なのかと言われても、非常に困るわけでごさいます、この件に  
 つきましても県の河川課のほうとずっと協議をしておいてございます。当然、  
 管理者というのは県のほうで管理をされています。そこのほうで、うちのほ  
 うがそこに橋の工事が入ると。そこの両サイドの橋台の両サイドのところ  
 についての透水型のコンクリート張りっていう形で、県のほうから申し入れを  
 受けまして、そこでここだけの区間が必要なのか。県のほうで今、議員さん  
 が言われるとおりに、全区間のほうはどうなのかっていうのもちょっと頭には  
 ございましたけれども、どうしても全区間となると非常なお金がかかり、県  
 のほうは多分その改修についてもどうかなと思います。ちょうどいい機会  
 に町がそこにするという形で護岸を切り崩してますので、その区間をという  
 形のほうで県のほうから申し入れがあった状態でごさいます。

議 長 (山口経正議員)  
 河野議員。

18番 (河野龍二議員)  
 県から申し入れがあったということですが、すると、今回この増額部分は  
 全て県の持ち出しですかね。そういうふうにはならないと思うんですよね。  
 当然、町の負担もあるわけですよ。その目的がよくわからないですね、こ  
 の護岸の環境型にするところが。ここだけやろうというのが、一つがわから  
 ない、今の説明でもちょっと理解できないです。  
 それでもう一つ、仮設進入路の鉄橋ですね、これは当然、この橋梁、橋脚、  
 橋台をつくる時に進入道路が必要だったということであってらっしゃる  
 と思うんですが、工事が終わると当然撤去する中身でありますし、この部分  
 についてはもともと工事の、当初の工事計画の中に入るべき内容ではなかつ  
 たのかなと思うんですけども、なぜ今回、変更の中身で入れられてるのかお  
 伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
 都市整備課長。  
 都市整備 (松邨清茂君)

課 長 当初は、どうしても工事が単年度で終わる工事でございます。来年度も  
ここの橋台のちょうど役場側の橋台とか入れる工事もございます。そこで当  
初のほうは、そこに仮設進入路を残してっていう形で計画をしておりました。  
そこもどうしても県の管理のほうから、その部分は撤去をしてもらえへん  
やろかっていう申し入れがありますんで、どうしても管理というのが県でご  
ざいます。その中で無視して、その中を残すというのはちょっとできま  
せんので、その仮設道路の進入口のところは今回撤去をっていう形で今  
回考えております。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

県からの申し入れだということではありますが、長与町の工事であって、当  
然町の財政を持ち出すわけですよ。そういう意味では、前回もこの西高田  
線の切り土の問題で変更工事がなされました。それについては、入札した関  
係とそこに交付される補助金の関係で、補助金が一定額残るからその工事ま  
でしたほうが良いという判断の中から変更したということでありましたけど  
も、今度は県から申し入れたということですが、前回こうした工事が入って  
れば、私は入札の結果が変わる可能性があったんじゃないかなというふうに  
思うんですよ。その辺を少しお伺いしたい。こういう工事が含まれてて、入  
札をした場合、この落札業者じゃない業者が落とした可能性というのはある  
かないか、お伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備 (松邨清茂君)

課 長 ほかの業者が落札したかどうかというのはわかりません。なぜかといいます  
と、ここの分の工事の金額が入ります。となると、総トータルの本工事費も  
上がります。そのことによって、こないだからちょっと話が出る最低制限  
価格も動いていきますので、ほかの業者がとったかどうかというのはも  
う想像が付きません。最初からこういったことが予測されとけば、当然、変  
更工事なしっていう形でできたかか思いますけれども、どうしてもその  
中で協議をしていく中、当然、小さく言えば県道側にガス管が入ってござい  
ます。そのガス管の工事が施行がおくれたとか、そういったところによって  
全ての工事に対して工期が延びたりとか、そこに必要以外のものが出てきた  
りとか、発生をするわけでございます。だから、全ての工事が当初設計どお  
り終わるといのはちょっとどうかと思いますけれども、町としたら、そ  
の設計どおりの工事ができるように努力はしておりますけれども、急に出て  
きた内容とかそういったことで対処し、変更工事というのは当然あることで  
はないかなとは思っております。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。

16番、堤 理志議員。

- 16番 (堤 理志議員)  
私もこの多目的ブロックについてお伺いしたいんですが、先ほどの説明で透水型とかポーラスというような話が出ましたが、この透水にすることによってのどういう効果があるのか、あわせてポーラスっていうのもどういったものなのか、どういう効果を狙ったものなのか、このあたりをお伺いしたいと思います。
- 議長 (山口経正議員)  
都市整備課長。(松邨清茂君)  
先ほど環境配慮型っていう形で申し上げたとおり、要はそこに生息する川の水生生物で、卵とか、そういった藻とか護岸の中に入って藻ができ、その中で小さな稚魚とか、そういったところの卵とか、そういうのが生まれやすくする、それが現在考えられている、ほかのところでも採用されている環境配慮型の護岸だと認識しております。
- 議長 (山口経正議員)  
堤議員。
- 16番 (堤 理志議員)  
このポーラスというのは、何といいますかね、非常に微細な空間を、多孔質の空間をつかって、そこでバクテリアを増殖させるってそういうものじゃないのか、そういうものだと私は認識してるんですが、そうじゃないんですかね。
- 議長 (山口経正議員)  
都市整備課長。(松邨清茂君)  
今、言われたとおりなんですが、そこの中で穴があいてるということは、そこの中で藻とか発生するわけでございます。当然、その中にはバクテリアも入りますし、そこの中に稚魚のちっちゃな卵とかそういったとも可能性はあるのではないかというのは考えております。
- 議長 (山口経正議員)  
堤議員。
- 16番 (堤 理志議員)  
そうしますと、通常、非常に微細な穴ですので、卵というのは正直考えられないんですよね。一般的には好気性とか嫌気性のバクテリアを増殖させる、そして、そこでの水質の浄化によって硝酸とか亜硝酸、窒素に分解していくと、そういうものだと思うんですよ。そうなりますと、これをつくったことによって効果が、例えば下流のほうで明らかに水質が浄化できるというような、そういう可能性がなければ効果としてあらわれないんですよね。そういう効果は間違いなくありますか。これ、ちょっと確認させてください。
- 議長 (山口経正議員)  
都市整備課長。(松邨清茂君)

課 長 先ほどから言いますとおり、効果があるかどうかというのは、その製品についてで、実証実験とかされてる製品でございますので、そのところはもう業者のほうのその製品のシートがございますので、そこらのほうで判断できるかと思えます。ただ、今言われた一番最後の長与川の下流のほうで、そこだけをしたからといって全ての浄化ができるかというのは、当然私のほうも考えてはありません。ただ、今後、河川の工事については全て県のほうも考えて、高田川の河川なんかもなんです。環境配慮型という工事で通常、昔から言う三面張りとかコンクリート打ちっ放しの工事という形から、現在は少しでも改良区間があれば、環境配慮型の護岸のほうに今、移行してるといってございまして、今回こういった形で町のほうが工事をするとところも環境配慮型の工事をして、別に構わないのではないかなとは思っております。

議 長 (山口経正議員)  
ほかに質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
お諮りします。  
ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第18号は、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから議案第18号の討論を行います。  
まず、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。  
18番 (河野龍二議員)  
18番。私は今、議題となっております議案第18号について、反対の討論を行います。

先ほど質疑の中でも述べましたが、この西高田線にかかわる工事はこれで2度目の契約変更です。請負契約は入札の中で入札が決定して行われますが、その入札契約は透明性でなければなりません。今回の契約変更は追加工事が含まれたことからこうした状況になりましたが、先ほども申しましたように、本来この工事がもともと当初の工事計画から入ってれば、その入札の結果が変わっていたかもしれないと、そこはわからないという職員の方の答弁もありました。いわば、こうした契約が、こうした工事がもともと後から追加される予定であったかもしれない、そうした状況での入札が行われたという部分でも疑われしきところがあると思えます。町民の税金が適正に使われて当たり前前の行為であります。入札はそういう意味では公正公平な入札契約が行われなければならないというふうに思います。しかし、今回2度にわ

- 議 長 たる契約変更は、非常にその辺が公平公正で行われたのか、非常に疑わしいところがあり、以上の理由から反対討論といたします。
- 議 長 (山口経正議員)  
次に、賛成討論ありませんか。  
賛成、反対、どちらでも結構です。討論ありませんか。  
17番、西田 敏議員。
- 17番 (西田 敏議員)  
私もこの議案に対しては、反対の立場で討論いたします。  
本来、先ほどから説明では環境型ということでおっしゃっておられますけれども、一つはこの区間だけを今回工事に取り込むしてもあんまり効果はないということも判断できます。それと現在の工事が、この場所は本来であれば流れの川に住んでいたスッポンとかウシガエルとか、この産卵の地域でもあったわけですよ。そこに根こそぎ川をほっくりかえしてやっとなという面では、こりゃ本当にこの工事そのものが大体環境破壊だと私は考えております。そして、この変更工事は360万程度の工事金額です。これをあえてこの変更工事に入れるというのは少し無理があるような感じがいたします。この契約に至っては、非常に入札の金額を見ても、先日、一般質問で出ましたように、最低制限価額とぴったしかんかん、前後に1,000円ずつのずれで5社ぐらいが競合した厳しい入札結果はですよ。ここで今わざわざそういう企業に、会社に対して300万の変更工事をするよりも、これはこの入札した企業の企業努力でしてもいいぐらいの金額だと私は判断いたしております。そして本当に先ほどの説明である環境配慮型というのを、県の指導でやったというならば、これは全体でいろんな面でもっと自然公園も親水公園が2カ所、駅前にもありますけれども、その辺もずっと配慮する工事をするときにやっていくべきだと思います。そういうことで、私はこの議案には反対をいたします。
- 議 長 (山口経正議員)  
次に、賛成討論ありませんか。  
8番、川井哲雄議員。
- 8番 (川井哲雄議員)  
8番。私は、賛成の立場で討論をいたします。  
工事の内容についてわからない部分があり、県からの指導あるいは環境配慮型ということで適切な指示のもと、やはり行政もそれに従うということも必要かと思えます。ただし、今後またどのような追加工事というのを懸念するところもありますので、そこはしっかりと町のほうも考えられて、対応していただきたいと考えております。  
以上、賛成の立場で討論いたしました。
- 議 長 (山口経正議員)  
次に、反対討論ありませんか。  
賛成、反対、どちらでも結構です。討論ありませんか。  
討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第18号、都市計画道路西高田線橋梁下部工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第5号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第19号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第20、議案第20号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第20号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第21、議案第21号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第21号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第22、議案第22号、平成26年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第22号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第23、議案第23号、平成26年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第23号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第23号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

場内の時計で10時45分まで休憩します。

(休憩10時30分～10時45分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第24、議案第24号、平成27年度長与町一般会計予算の質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番、吉岡清彦議員。

19番 (吉岡清彦議員)

19番。二、三点質問いたします。

まず、企画のほうの歳出説明書、基づいてお聞きしていきますけども、54ページから57ページぐらいにかけて企画がありますけども、長与町まち・ひと・しごと創生戦略を聞こうかと思っておったら、突如、補正のほうで出てきましたので、そこで改めて聞きますけども、当初予算としては、この企画のほうでは全然必要ないのかですね、入っていないのか、ちょっとその点を1点と、それとごみのところで113ページから115ページにかけて、今度長与、時津の焼却場ができるわけですけども、委託料が減る減るということでよく宣伝されておりますけども、どういう形で減ってきたのか、金額的にも。それとともに今度は逆に、委託料負担金ですかね、そういうものがふえてくるんじゃないかと思います。そういうバランスなんかを委託料が減った減ったというだけの問題じゃなくして、逆に今度は負担金がいろいろ設備あるいは人件費等々の関係でふえてくると思います。その点の金額を説明を願いたいと思います。

それと、教育関係161ページ下のほうの工事請負6,600万ありますけども、屋内の運動場ちゅうことはこれは体育館になるのかなと思いますね、屋内というこの言葉は。5,799万6,000円上がってますけども、これの内容ですね。特に2年ぐらい前ぐらいから洗切小学校の体育館が雨漏りで、この場所でも説明を求めましたけども、何か業者の保証期間があるからその範囲内でやっていくという、対応していくという言葉聞いておりましたけ

ども、改めて学校当局と色々な話の中で、雨の日は冗談じゃないですけども、子供用のプールを置かないといけないぐらい、それぐらい雨漏りがあるということを切々と聞いとるわけですけども、今回こういう中で正式に対応していくのか、ちょっとそう言った件を質問いたします。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (久保平敏弘君)

地方創生、まち・ひと・しごとに係る事業ですね、27年度の当初予算には盛り込まれていないのかというお尋ねでございます。おっしゃるとおり、27年度当初予算の中にはそれは含まれておりません。理由といたしましては、国の26年度の補正予算3兆5,300億円ほどございましたが、その中に地域住民生活等緊急支援のための交付金、消費喚起型と先行型ですね、このいずれもがこの中に含まれているということで、国は地方に対して26年度の補正予算にて予算化を求めております。そして、実際の事業自体は全額27年度に繰り越した後、27年度に実施するということとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部理事 (益富雅彦君)

理事 答えいたします。

熱回収施設が新規に稼働することによりまして、委託料がどういうふうに推移するのかっていうことでございますけれども、これは組合で試算した費用対効果でございますけれども、今年度まで長崎市に可燃物の委託をしているという関係で、そういう委託料を含めたところのトン当たりの処理金額というのはトン当たり3万1,500円ということでなっております。それが新規に熱回収施設が稼働します。そういうことにおきます必要経費をもろもろ足し込んだところがトン当たり2万6,500円っていう今現在の試算でございます。そういうことで差し引き、新設が稼働いたしますことによりましてトン当たり5,000円っていうことで、削減が図れる見込みとなっております。

それから組合費の負担もございまして、長期にわたります運用経費の削減につきましては、これは町長施政方針にもございましたわけですが、年間の負担軽減につきましては、現在の試算につきましては、1年に4,000万強の削減が図れる見込みとなっております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

答弁漏れがあります、負担金の問題で、マイクあげて。

生活福祉部理事 (益富雅彦君)

理事 単純に26年度の予算と比較をいたしますと、26年度当初が2億9,903万5,000円、27年度当初が3億1,067万6,000円となっておりまして、組合費の負担金といたしましては1,164万1,000円の増ということでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
教育委員会総務課長。

教育委員会  
総務課長 (谷本圭介君)  
お答えいたします。

予算書の161ページの屋内運動場整備工事でございますけれども、これは長与小学校の体育館がつり天井という形式になっております。それで、東日本大震災が起きましてから、国のほうからつり天井の撤去あるいは補強あるいは作り直し、それか、もしくはネットを張るといような順番で対応いたしなさいってということがございまして、それに伴ってつり天井の撤去工事を行うものでございます。

それと、洗切小学校の体育館の雨漏りでございますけれども、議員がおっしゃったように数年前に大規模な改修工事をいたしてございまして、その瑕疵担保期間が残っております。それで、雨漏りが発生した場合はすぐに業者のほうに連絡をいたしまして、対応していただくようにいたしてございます。本日も雨が降っておりますので、うちの課の職員が現況を確認に向かっております。そういうことで今後も対応してまいりたいと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)  
吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

ほかの2点はわかりましたけど、小学校の対応対応ってということで、先ほどいのようにこの場所でもあばら骨折ったとかそういうこと、実際話をして、そのときも瑕疵担保保証期間があるから対応していくってことは聞いてるわけですね。しかし、現在、先ほど言うように、もうバケツとか雑巾で対応する事態じゃないということを切々と父兄を含め言われるわけですね。もう子供用のプールを置かんとね、笑いごとと思うけど、体育館の中にプールができるっていようなそういう状況いものを話す、受けとるわけですね、やっぱこれでいいのかと。この間、何年もかかって対応いということで、そちらの側はそういうことで済むかわからんけど、予算書上げて実際いそういうふうに対応いような行動をすべきじゃないかと思うけど、どうですかね。

議長 (山口経正議員)  
教育委員会総務課長。

教育委員会  
総務課長 (谷本圭介君)

おっしゃるように、雨漏りをするたんびに対応いたしてございますけれども、補修をしたところで、また違う場所で雨漏りがおこるということが実際おきておりますので、たびたび学校のほうには御迷惑をかけてる状態でありまして、今後はもっと大規模な屋根の改修工事等が前倒しでできないかどうかということも検討を含めまして考えてまいりたいと思っております。

議長 (山口経正議員)  
ほかに質疑ありませんか。  
質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第24号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第25、議案第25号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第25号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第26、議案第26号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第26号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第27、議案第27号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第27号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第28、議案第28号、平成27年度長与町介護保険特別会計予算の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第28号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第29、議案第29号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区

画整理事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

18番。予算全体にかかわることで、少し考え方をお伺いしたいと思いません。

この間、私も一般質問等でお伺いしてきたんですが、完成年度と事業費の確定ですね、ここは見直していくというふうな話が答弁でもありました。現状、その見直しがどうなっているのかお伺いしたいというふうに思います。

あわせて、先日、同僚議員の一般質問でも、工事を集中してやってはどうかというふうな提案もありましたが、仮にそうする場合に費用がどれぐらいかかるのか、あればお伺いしたいと思いません。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)

今の御質問にお答えいたします。

現在、29年度までで第10回の事業計画をしておるわけでございます。現在、見直しをしております、その分が平成32年度まで、前回この場でも御説明したとおり、32年度までの事業期間という形で県、それと地方整備局のほうへ申請をいたしまして、やっとその承認がおりたところでございます。事業費に関しましては、前回は252億1,800万で事業を推進するというところでございます。今回、32年度までの事業費でございますけれども、281億3,000万という形で事業費を考えております。

(「もう一つあったかな」の声あり)

都市整備課長 (松邨清茂君)

それともう一つ、1点目の今の工事自体がかなり長期化をしております。ここ何とか早く終わらせることができないかというのは当然町としましても検討はしております。その際にかかる事業費っていうのが現在、前回もちょっと御説明いたしましたとおり、通称道の尾公園というのがございます。そこに大きな山がございまして、そこを一括して上から切っていくと、そういったことをすることによって今度はその区画道路、それと宅地ができてくるわけでございます。その切り土をすることが、まず、工事の進捗に関しては一番メリットがあるところだろうと思いません。その事業費っていうのは、当然見積もりはしてはしますが、まだ完全な計算をして幾らというのはまだ出しておりませんので、ここで申し上げる資料はございません。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

25年度では、今の現在の総事業費の252億に対して88.4%という事業進捗率、これは事業費ベースだということで説明されましたが、それに

すると今度の増額の中身ですと、どれくらいの事業費別で進捗率、予算ですんで、27年度はどれくらい、いわゆる変更する額に対してどれくらいの事業費ベースの進捗率になるものなのかですね。

それと、これもこの場では即答できないかもしれませんが、今27年度ですから27年から完成までの事業費計画が予定では建設産業委員会に付託されますので、そうした資料を出すことが可能なのかなのか、これは議長にもお願いしたいと思っておりますけども、それがあれば、ぜひ詳細に各議員が今後の事業計画がわかるような資料を出していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
都市整備課長 都市整備課長

(松邨清茂君)  
昨年度の、平成26年度の当初予算の説明の際、主要な施策という欄のところで事業の進捗率、要は事業の進捗率っていうこの出し方が金額の進捗率でございます、そのときは91.5%という形で主要な施策では計上しております。ところが、今回、事業計画の全体事業費が伸びておりますんで、それを27年度の当初予算を盛り込みましたところの金額だけの事業費の進捗率で申し上げますと、84.6%という形でどうしても分母が大きくなってきてますんで、事業費自体の進捗率は伸びてないと。今回、先ほど今言われました27年度の工事をすることによって、どれだけの進捗率があるのかといいますと、先ほど申しました84. 幾らなんですけど、本当にその事業の進捗っていうのは、その工事の現場ですね。どれだけのあと事業量が、道路にすればあと何メートル残り、宅地があと何平米残りとか、そういったところの事業で進捗を図っていくのが、その現場を見たところでどんだけ終わってるのか、あとこんくらいすればいいのかなというのをはっきり見えると思っておりますので、今回はその事業費の進捗率ではなくて、できれば現場の道路の終わる、今まで終わりました、今回あと何メートル残ってます、こういった形のほうがわかりやすいのではないかなとは思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)  
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

私、当初からそういうところをお伺いしてた、もう事業費ベースで幾ら終わってるというふうに言われても、果たして現場を見ると、そこまで終わってるのかというのが住民の皆さんの思いもあったと思っております。今後は、そういう形できちっと工事がどれくらい終わったかという部分を明確に出していただきたいというのと、そうしたいわゆる事業計画をきちんと出していただくことが、今後の議員の判断にもなるかなというふうに思いますんで、ぜひお願いしたい。それが可能なのかなのか、そこを再度お伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)  
都市整備課長。

都市整備  
課 長 (松邨清茂君)  
事業計画ですけれども、単純に申しますと、どれだけの単年度単年度で工  
事をしていくと何年度に終わりますよと、そこの中に工事の工種といいます  
か、そういった道路、三千隠線を何メートルしますよとか、そういった形の  
工事のスケジュールというのを組んでいきたいということを、県の高田事務  
所のほうには話しております。だから今後、32年度までの中の工事スケジ  
ュール、当然ここの中には金額も入ってきますので、町としてどこまで対応  
できるかというのもございますので、そういったところも含めまして県のほ  
うと話をしながら、現在その本当にできる計画っていうのを打ち出してく  
ださいという形で申し入れはしてあります。

議 長 (山口経正議員)  
ほかに質疑ありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第29号は、建設産業常任委員会に付託  
します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第29号は、会議規則第  
46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限  
をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第29号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限を  
つけることに決定しました。

日程第30、議案第30号、平成27年度長与町水道事業会計予算の質疑  
を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、建設産業常任委員会に付託  
します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第30号は、会議規則第  
46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限  
をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)  
異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第31、議案第31号、平成27年度長与町下水道事業会計予算の質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第31号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第32、議案第32号、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第32号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

賛成、反対、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第32、議案第32号、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
(山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり同意されました。  
日程第33、議案第33号、人権擁護委員の推薦についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
お諮りします。  
議題となっています議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
(山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、議案第33号は、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから議案第33号の討論を行います。  
まず、反対討論はありませんか。  
次に、賛成討論はありませんか。  
反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから、日程第33、議案第33号、人権擁護委員の推薦についてを採決します。  
本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
(山口経正議員)  
異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり適任とされました。  
日程第34、議案第34号、長与町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長 (吉田慎一君)  
それでは、御提案をさせていただきます。議案第34号、長与町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。  
平成26年8月7日の人事院勧告は、地域の民間賃金の水準を踏まえて、俸給表の水準を平均2%引き下げ、高齢層給与を抑制するなど給与カーブを見直すこと、職務や勤務実績に応じた給与配分を行うことなどを柱とした給与制度の総合的見直しを行う内容となっております。長崎県におきましても、

県人事委員会が人事院勧告に準じた内容の勧告を行っております。これらの勧告に準じた改正案を提出させていただきますので、主な内容について御説明をいたします。

初めに、第1条の改正についてでございますが、第15条の2第1項から第3項までの改正は、管理職員が災害への対処等により平日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合の手当の支給とその額について定めるものでございます。

第18条第2項の改正は、一般職員の勤勉手当の支給割合を100分の75へ改め、再任用職員の支給割合を100分の35に改めるものでございます。

附則第4項の改正は、55歳を超える特定職員の給料月額の特減期間を平成30年3月31日までの間とするものでございます。

附則第7項の改正は、第18条の改正に伴う措置でございます。

別表第1及び第2の改正は、人事院勧告に基づく給料月額の改定でございます。

次に、第2条の改正は、平成18年の一部改正条例を改めるもので、同年4月1日施行の給料の切りかえに伴う経過措置について、平成27年3月31日をもって廃止するものでございます。

最後に、附則についてでございますが、第1項は、この条例の施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。第2項は、適用日前の異動者の号給調整を定めるものでございます。第3項、第4項及び第5項は、給料の切りかえに伴う経過措置を定めるものでございます。第6項は、規則への委任について定めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

18番。前回議会では、一定職員の手当の増額があったということで、その折にもこの3月の定例議会でまた引き下げの提案をする可能性があるということで、今回こういうような形で出されましたが、その折にも地方再生と言いながら公務員の給料は減っていくばかりだということ、指摘もしたところですけども、具体的にお伺いしたいと思います。現在の平均給与からどれくらい給料の減額になるものなのか、この手当も含めて総支給に対してどれくらいの減額になるものなのか、あと55歳を超える方の部分の給料の減額の数字も出ていればお願いしたいというふうに思います。あと全体的、町の総額ですね、今度は総額、年額でどれくらいの今までの給料の支出から減ってくるのか、その辺まで含めてお願いしたいと思います。

議 長

(山口経正議員)

総務課長。

総務課長

(古賀 洋君)

まず、影響額っていう部分がなかなか難しい部分があるんですけど、新しい給料表になると若年層を除き給料の月額が減っていきます、平均で2%。そこで現給保障という仕組みを残してますので、例えば3月の給料月額と4月以降の新しい給料表でいえば、下がるという分は3年間適用しないことになっております。

55歳以上っていうか、高齢職員の影響っていうのは、平均2%というところなんですけど、高齢職員に関しては4から5%の給料表上の影響があると、先ほど申し上げましたように現給保障があるので、実際の給料は減らないと、3年間はですね、そういうふうにお考えください。全体の影響額が、例えば今回お願いした新しい給料表を適用しなかった場合、前の給料表であった場合と仮定しますと、全体で約1,000万程度になります。以上でございます。

議長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

私も十分ちょっと議案を見てこれなかったんで、またこの人事院のところも少し詳しくちょっと調査してなかったんでよくわからないんですが、端的に聞きますけど、今回こうした形を出すけども、おのおの職員の給料は今の説明ですと3年間は変わらないというふうな判断でいいんですかね。そういう今のは説明だったんですかね、ちょっとそこだけ。

それとあわせて、仮に、前回っていいですか、これまで何度か職員の給料の削減のときに、同僚議員も言われてましたけども、この人事院勧告に対応しないというふうな形の結果が出た場合、いわば、はっきり言いますとこの議案が議会で否決された場合、そこに係る影響っていうのが何かありますか。その2つをお伺いしたいと思います。

議長

(山口経正議員)

総務課長。

総務課長

(古賀 洋君)

1点目については、御指摘のとおり3年間は一応担保されてるということで御理解ください。

2点目のこの改正が国並みの改正をお願いしておりますが、それに従わない場合の、例えばデメリットといいますか、影響が考えられるかということにつきましては、若干財政的な部分も出てくるんですけど、国においてはその昨年の人勧が2カ年にわたる異例の人勧だったんですね。26年度分の給与の改定と27年度以降の分と、これは異例の勧告だったと思います。

その2点目については、要するに全国共通に適用される俸給表、これは国の場合、俸給表というんですけど、それを民間賃金水準の低い地域に合わせるという考え方ですね。ですから、例えば東京等、都会の場合は民間賃金水準が十分高いので、その俸給額と民間賃金の差を地域手当の率をアップして補填するという事を考えていらっしゃるようになります。我々がその国が

求めてる人勸に従わなかった場合は、財政的に裕福であろうという見方をどうしてもされてしまいます。その影響が具体的な金額はなかなか出てこないんですけども、特別交付税の支給額に影響がするとか影響があるとかいう指針は国から示されております。以上でございます。

議長

(山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第34号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第35、議案第35号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長

(吉田慎一君)

それでは、議案第35号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第6号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、さきの国会において成立いたしました国の平成26年度補正予算(第1号)及び地方消費税交付金の平成26年度交付額の確定に基づいて補正するものでございます。国の補正予算では、歳出面で地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策に沿った予算編成がなされ、本町には地域住民生活等緊急支援のための交付金として、1つ目、地域消費喚起・生活支援型、2つ目、地方創生先行型の2つの交付金が交付予定でございます。それにより今回の補正予算を編成いたします。

それでは、その内容を御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,258万2,000円を追加いたしまして、補正後の総額を126億2,080万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の6款地方消費税交付金は、交付額が確定したことによる増額計上でございます。

13 款国庫支出金では、地域住民生活等緊急支援のための交付金として地域消費喚起・生活支援型に 6,633 万 5,000 円と地方創生先行型に 4,424 万 7,000 円、合わせて 1 億 1,058 万 2,000 円を計上いたしました。

17 款繰入金は、財政調整基金を減額計上いたしております。

18 款繰越金は、予算未計上分を計上いたしております。

続いて、3 ページの歳出について御説明いたします。2 款総務費には、主に地方創生先行型に伴う経費を計上いたしております。事業の内容は、1、本町の総合戦略策定事業に係る経費、2、子育て支援対策として町内の保育所、幼稚園、児童館などへ児童図書、児童遊具、保育備品等の整備に係る経費、3、農産物加工施設整備事業に係る経費、4、ブックスタートに係る経費などを計上いたしております。

7 款商工費には、地域消費喚起に伴う経費を計上いたしております。事業の内容は、1つ、プレミアムつき商品券発行事業に係る経費、2、住宅、店舗リフォーム助成事業に係る経費、3、LED 電球等購入費補助事業に係る経費を計上いたしております。

4 ページをお願いします。第 2 表、繰越明許費補正では、今回の 6 号補正に計上しました 2 款総務費及び 7 款商工費に係る事業につきましては、年度内の完成が困難であると見込まれるため、全額を繰り越し予定額としてお願いいたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

議案の後に、平成 26 年度長与町一般会計補正予算（第 6 号）に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19 番、吉岡清彦議員。

19 番

（吉岡清彦議員）

19 番。説明書の 10 ページ、14 目の地方創生事業費、この欄について質問したいと思っております。

まず、報償費で金額上がってますけども、何名なのか、どういう方々なのか、回数をどれだけ検討しておるのかですね。それと大事な、長与町におけるこれからの地方創生における目玉というか、何をその大きくもってやろうとしてるのかですね。それと、いつごろ結局それが発表されるのか、その点をお願いします。それと、19 節の負担金のところで、農産物加工 4,000 万がありますけども、これの内容、どういうところに使うのか、その点をお願いします。

議 長

（山口経正議員）

企画課長。

企画課長

（久保平敏弘君）

地方創生先行型の部分です。説明書の10ページ、11ページの上段ですね、総務費に係る部分が先行型に係るものでございます。お尋ねの有識者会議のメンバー、回数等でございますが、これは一般質問の中でお答えいたしました。産官学金労言ですね、各界各層の委員さんを想定しております。まだ具体的に何名の何回うちゅうところまでは想定はできておりませんけれども、一定やはり10名程度の委員さんに参画していただくということを想定をして計上をしております。そして、いつごろに戦略の策定になるのか、具体的にはいつごろなのかというお尋ねに関しましては、国は27年度の策定を求めています。できるだけ早い段階で、具体的には10月をめどに作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

失礼しました。目玉につきましては、この中ではなかなかわかりづらい感じですが、まず国が求めている地方において生活できる、地方での雇用とか産業振興ですね、あと出生率対策、出生率を上げていくための子育て支援という観点から、目玉といたしましては、やはり子育ての環境整備というところで町内の民間保育所、もしくは直営でございますが、子育て支援センターでの保育環境の整備というところで、備品の購入を想定しております。あと、地方での雇用、それと産業振興というところで事業費として一番大きくなってございますが、農産物加工施設整備費補助金というものに一応4,000万の事業費を想定をしております。ただ、時期的に非常に短い、期間的に非常に短い間での事業の想定でございます。ですので、国としてもある程度柔軟な対応を認めております。KPIという指標を、重要業績評価指標というのを、各事業に設定をしまえる必要がございますが、その指標が変わらない範囲内での柔軟な事業の修正は認めておるという状況でございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

もう1点、公表時期は。公表時期です。

企画課長 (久保平敏弘君)

失礼しました。戦略の策定自体は10月と申し上げました。あと、それぞれの事業ですけれども、例えば補助金として支出するような事業もございまして、これもできるだけ早い段階でということを考えております。ただ、子育て支援の関係はそれなりに備品ですので、今の段階から想定をされておりますが、農産物加工施設整備に関しましては、受け皿となる法人を立ち上げるころから始める必要がございます。ですので、これについてはこれからということですので、年度内いっぱい、ひよつとしたらかかるのじゃないかというふうに考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)

農林水産課長。

農林水産課長 (濱 伸二君)

今、企画課長から説明があったとおり、農林物加工施設整備につきましては、補助金という形で3分の2の補助で、今、農業組織のほうと協議を続けているという形で、3分の1につきましては、そちらのほうで負担していただ

くという形で、町の持ち出しがないような形で今、協議を進めているところであります。内容につきましては、三根にあります加工所が町に唯一ある加工所になりますが、それにかわる加工所がこれによってできないかという形で話を今続けているところであります。以上です。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第35号は、会議規則第46条第1項の規定によって、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、3月19日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

これにて、本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 11時36分)